

漁業災害補償法の一部を改正する法律案要綱

第一 漁業共済組合連合会と漁業共済組合との合併の制度の創設

一 漁業共済組合連合会と漁業共済組合とは、合併を行うことができるものとし、漁業共済組合と合併した漁業共済組合連合会の会員の資格の特例、総代会等の規定を整備すること。（第六十七条の二から第六十七条の八まで関係）

二 漁業共済組合連合会は、漁業共済組合と合併した場合には、合併した漁業共済組合の地区に相当する区域に限り、漁業共済事業を行うものとするともに、政府の漁業共済保険事業等に関する規定につき所要の改正を行うこと。（第十条第三項、第四百四十七条の二等関係）

第二 漁業施設共済の実施

一 養殖共済及び特定養殖共済のうち養殖施設に係るものを漁具共済に統合して新たに漁業施設共済を創設するとともに、当該漁業施設共済を政府の漁業共済保険事業の対象とすること。（第七十七条第四号、第二百二十六条、第四百四十七条の三等関係）

二 漁業施設共済に係る共済契約が締結される場合には、これと併せて、農林水産大臣が定める期間内は

申込書を提出することなく締結の申込みがあつたものとみなす継続申込特約をすることができるものとする。　（第百三十六条の二関係）

第三　漁獲共済の仕組みの改善

一　総トン数十トン未満の漁船により行う漁業及びその他の漁業であつて政令で定めるものに係る漁獲共済の区分を統合すること。　（第百四条等関係）

二　総トン数十トン未満の漁船により行う漁業及びその他の漁業であつて政令で定めるものに係る漁獲共済のうち一定の団体を被共済資格者とするものについて、都道府県知事が定める区域内における一定の中小漁業者の二分の一以上の者をその構成員に含むものとする要件を廃止すること。　（第百五条第一項

関係）

三　総トン数十トン未満の漁船により行う漁業に係る漁獲共済について、次の共済契約の締結に関する要件を廃止すること。　（第百八条関係）

（一）　都道府県知事の定める区域ごと及び区分ごとに一定の被共済資格者の二分の一以上の者からの共済契約の締結の申込みを要すること。

(二) 被共済者となる者又はその構成員の営む漁業のすべてを一体とした共済契約の締結の申込みを要すること。

四 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業に係る漁獲共済について、共済責任期間を都道府県知事の定める区域ごと及び区分ごとに単一としなければならないとする要件並びに共済金額が一定の金額以上でなければならないとする要件を廃止すること。(第百九条及び第百十条第三項関係)

五 漁船により行う漁業等であつて農林水産省令で定める種類のものに係る漁獲共済に係る共済契約が締結される場合には、これと併せて、農林水産大臣が定める期間内は申込書を提出することなく、共済金額の共済限度額に対する割合、共済金の支払われる場合及びその共済金の金額の算定の方法並びに共済限度額又は単位共済限度額が当初契約が同一であるものとして締結の申込みがあつたものとみなす包括継続申込特約をすることができるとすること。(第百十三条の三関係)

第四 養殖共済の仕組みの改善

一 養殖共済の被共済資格者は、農林水産省令で定める基準に適合するときは、疾病による養殖水産動植物の死亡を共済事故としない旨の申出をすることができるとすること。(第百十八条の二関係)

二 養殖共済の共済金額は、共済価額を超えない範囲内において、共済規程で定めるところにより、共済契約で定める金額とするものとする。こと。（第二百二十条関係）

第五 特定養殖共済の仕組みの改善

一 特定養殖共済について、都道府県知事の定める区域内における一定の被共済資格者の二分の一以上の者からの共済契約の締結の申込みを要することとする共済契約の締結に関する要件を廃止すること。（

第二百二十五条の七関係）

二 特定養殖共済について、共済責任期間を都道府県知事の定める区域ごとに単一としなければならないとする要件及び共済金額が一定の金額以上でなければならないとする要件を廃止すること。（第二百十

五条の九及び第二百二十五条の十第四項関係）

第六 漁業共済組合連合会の地域再共済事業の実施

漁業共済組合連合会は、会員が地域共済事業によって被共済者に対して負う共済責任を再共済する地域再共済事業を行うことができるものとする。こと。（第十条第四項、第百九十六条の十八及び第百九十六条の十九関係）

第七 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第八 施行期日

この法律は、平成十四年十月一日から施行すること。